

集会施設の利便性向上について

1 取組の概要

ファシリティマネジメントの推進において、区有施設を有効活用し、持続的かつ質の高い区民サービスの提供が求められる。

現在、行政需要の変化による諸室の利用率低下や、設置目的の相違により利用要件の設定が複雑であるなどの課題があるため、改定した公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）に基づき、区の施設を個別でなく全体と捉え、有効活用していくことが必要である。

そのため、集会施設全体で統一的に利用要件等の見直し（以下、統一化と表記）を行うとともに、公共施設予約システムの改修と連携しながら、区民の方が施設をより利用しやすくなるよう取り組んでいく。

そのうえで施設の利用が促進され、その後、利用状況等の検証を踏まえ、施設機能等の適正化に努めていく。

2 統一化の主な内容

項目	現行	統一化案
利用要件 別紙1参照	10区分 「区内」、「区外」、「少人数」、「団体」 (団体は複数区分あり)	2区分 「区内」、「区外」
利用可能施設 別紙2参照	利用者登録をした施設により異なる (4区分あり)	・総合管理計画に集会施設として記載されている施設は31施設あり ・統一化は26施設 ^{※1} (4区分は廃止)
申請時期	施設ごとに異なる	(1) 優先団体 ^{※2} の受付 利用日4か月前の15日 (2) 区内・抽選申込 利用日3か月前の1日～7日 (3) 先着順 ①区内：利用日3か月前の18日～ ②区外：利用日2か月前の1日～

※1 26施設

区民館（12館）、学習館、社会教育センター・館[5館（休館中の小島社会教育館含む）]、男女平等推進プラザ、千束健康増進センター、産業研修センター、環境ふれあい館ひまわり、たなかスポーツプラザ、一葉記念館、浅草文化観光センター、竜泉福祉センター

※2 優先団体がある施設

社会教育センター・館、男女平等推進プラザ、浅草文化観光センター、竜泉福祉センター

【補足】

「申請及び抽選」は、「公共施設予約システムでの受付」を主とするが、利用者が窓口に来館し、職員による代理入力への対応も可能とする。

3 統一化による効果

施設全体の統一的な見直しにより、効率的な集会施設利用が図られ、区有施設の有効活用につながる

4 周知等

利用要件の統一や利便性向上を望む意見が一定程度挙がっている反面、利用者への事前の聞き取りでは、不自由なく借りられていて現状のままでよいといった意見も多くあるため、本取組において以下の分かりやすい説明を行っていく。

- ・ちらしの配布
- ・HPや区公式ライン等での周知
- ・公共施設予約システムでの案内

5 今後の予定

令和7年第2回定例会
令和8年 1月 4日

条例改正議案提出
条例施行

公共施設予約システム導入施設・導入外施設ともに、利用者への説明の期間やシステム改修等を考慮し、運用開始

■利用要件について

現行

1	区内個人	・台東区に在住、在勤又は在学する 15 歳以上（中学生不可）の個人
2	区外個人	・上記のいずれにも該当しない 15 歳以上（中学生不可）の個人
3	区内団体①	・構成員が 2 人以上 ・代表者が区内在住、在勤又は在学者である団体
4	区内団体②	・構成員が 5 人以上 ・構成員の 7 割以上が区内在住、在勤又は在学者である団体
5	区内団体③	・構成員が 10 人以上 ・構成員の 7 割以上が区内在住、在勤又は在学者である団体
6	区外団体①	・構成員が 2 人以上 ・区内団体に該当しない団体
7	区外団体②	・構成員が 5 人以上 ・区内団体に該当しない団体
8	区外団体③	・構成員が 10 人以上 ・区内団体に該当しない団体
9	区内少人数①	・構成員が 1～4 人 ・構成員の全員が区内在住、在勤又は在学者である団体
10	区内少人数②	・構成員が 1～9 人 ・構成員の全員が区内在住、在勤又は在学者である団体

・学習館 ・男女平等推進プラザ ・台東区民会館 ・竜泉福祉センター	1. 区内個人	2. 区外個人	3. 区内団体①	6. 区外団体①
・環境ふれあい館 ひまわり	4. 区内団体②	7. 区外団体②	9. 区内少人数①	
・社会教育センター・館 ・区民館	5. 区内団体③	8. 区外団体③	10. 区内少人数②	
・たなかスポーツ プラザ（会議室）	1. 区内個人	2. 区外個人		



改正後

統一化 26施設	1	区内	台東区に在住、在勤若しくは在学者（以下「区民等」という。）である個人又は代表者が区民等かつ構成員の半数以上が区民等である団体
	2	区外	上記以外の個人又は団体

■利用者登録後の利用可能施設について

現行

団体登録した施設	・学習館 ・男女平等推進プラザ ・竜泉福祉センター	環境ふれあい館 ひまわり	社会教育センター・館	区民館 (12館)	
利用可能施設	区分	団体1	団体2	団体3	区民館団体
・学習館 ・男女平等推進プラザ ・竜泉福祉センター		利用可	利用可	利用可	利用可
・環境ふれあい館ひまわり			利用可	利用可	利用可
・社会教育センター・館				利用可	利用可
・区民館(12館)					利用可



改正案

登録施設	・学習館 ・男女平等推進プラザ ・竜泉福祉センター	環境ふれあい館 ひまわり	社会教育センター・館	区民館 (12館)	・たなかスポーツプラザ (会議室) ・追加4施設
利用可能施設	区分	集会施設利用者			
・学習館 ・男女平等推進プラザ ・竜泉福祉センター		利用可			
・環境ふれあい館ひまわり					
・社会教育センター・館					
・区民館(12館)					
・たなかスポーツプラザ (会議室)					
・追加4施設 ^{※1}					

※1 追加4施設：公共施設予約システムの導入外施設（令和10年にシステム導入予定）
千束健康増進センター、産業研修センター、一葉記念館、浅草文化観光センター